



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 23 日 (月)
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (3) (給与課) 2
- 職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (4) (〃) 3

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	部長 <u>総括参事官</u> <u>地域統括参事官</u> 参事官	2種	警察	警察本部	部長 参事官 <u>首席監察官</u>	2種
		課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 <u>センター長</u> 場長 広報官 首席師範 <u>検視官</u> 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）	3種			課長 企画官 監察官 隊長 所長 室長 場長 広報官 首席師範 管理官（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
		略				略	
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、平成21年3月26日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第 4 号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後											改正前											
別表第 1 行政職給料表級別職務分類表（第 2 条関係）																						
組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級										
略																						
警 署	略																					
警 察	略																					
本 部	共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	運転免許試験員	運転免許試験員	航空整備士	航空整備士	次席課長補佐	次席課長補佐	課長室長	課長室長	センタ一長	管理官											
略																						
備考		略																				
別表第 2 公安職給料表級別職務分類表（第 2 条関係）																						
組織		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級										
略																						
警 署	略																					
警 察	略																					
本 部	共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	隊員	隊員	分隊長	小隊長	副隊長	副隊長	副隊長	企画官	監察官	参事官	部長	総括参事官	地域統括参事官								
略																						
備考		略																				

附 則

この規則は、平成21年 3 月 26 日から施行する。